

第3号議案

蒲郡市個人情報保護条例の一部改正について

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

蒲郡市個人情報保護条例（平成10年蒲郡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第12条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 要配慮個人情報の有無

第37条中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(蒲郡市情報公開条例の一部改正)

2 蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の一部を次のように改正

する。

第2条第2号中「記録をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第6条第1項第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改める。